

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型) 3次締切分公募のご案内

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

また、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。さらに、業種毎のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を別枠(事業再開枠)で上乗せします。

【対象者】

以下の要件を満たす事業計画(3~5年)を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等

- ①付加価値額を年率平均3%以上増加
- ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
- ③事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の水準

【補助金額】

補助上限額 1,000万円

補助率 1/2~3/4(詳細については問合せ先でご確認ください)

【対象経費】

機械装置・システム構築費、広告宣伝・販売促進費(特別枠のみ)、感染防止対策費(事業再開枠のみ)等

【応募期間】

3次締切分の応募は8月3日(月)までを予定しております。 ※8月以降も公募開始されます。

【問合せ先】

詳細につきましてはものづくり補助金総合サイトでご確認ください。

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

諸制度改正に伴う専門家派遣等事業のご案内

本会では、消費税対策や働き方改革への対応など諸制度改正等に関連した多様なテーマに対応した専門家派遣を行っております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている組合・組合員への経営相談等も対象となっておりますので、組合主催の講習会や組合・組合員の個別相談対応等にご活用ください。

【実施期間】

令和3年1月31日までに事業を完了すること

【対象】

県内の中小企業組合及びその組合員企業等

【内容】

諸制度改正等に関連した多様なテーマに関する専門家派遣

テーマ例: 消費税対策・働き方改革への対応、人材育成、連携事業継続力強化計画の策定、

事業承継、新型コロナウイルス感染症対応関連(例: 雇用調整助成金に関する個別相談)など

【補助対象経費】

専門家謝金・旅費、会場借料(自己所有の会議室を除く)等。

補助額は補助対象経費全額とし、組合への補助ではなく要した経費を本会が直接支払います。

詳細や本事業の活用を希望される際は、本会までお問合せください。

本会連携支援部 TEL:023-647-0360 / 庄内支所 TEL:0234-22-4945